全国介護保険 高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和3年3月9日(火)

高齢者支援課

令和3年度介護報酬改定を踏まえた養護老人ホーム・軽費老人ホームの見直し事項

令和3年度介護報酬改定を踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、 以下の事項の見直しを行う。

感染症や災害への対応力強化

- ○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
 - ・感染症対策の強化
 - ・業務継続に向けた取組の強化
 - ・災害への地域と連携した対応の強化

地域包括ケアシステムの推進

- ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進
 - ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

介護人材の確保・介護現場の革新

- ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
 - ・ハラスメント対策の強化
- ○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進
 - ・署名・押印の見直し
 - ・電磁的記録による保存等
 - ・運営規程の掲示の柔軟化

その他の事項

- ・リスクマネジメントの<u>強化</u> ※減算はなし
- ・高齢者虐待防止の推進

参考

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で<mark>「感染症や災害への対応力強化</mark>」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以 上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、**「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介** 護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

- ■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要な サービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進
- ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- 認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ ・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実
- ○看取りへの対応の充実
- ○医療と介護の連携の推進 ・老健施設の医療ニーズへの対応強化 ・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進
- ○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
- ・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化
- ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- ・事務の効率化による逓減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実
- ○地域の特性に応じたサービスの確保 ・過疎地域等への対応(地方分権提案)

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

- ■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応
- ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
 - 処遇改善加算の介護職員間の配分ル 職員の離職防止・定着に資する取組の推進
- ・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実 ・人員配置基準における両立支援への配慮 ・ハラスメント対策の強化 ・アクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた 業務効率化・業務負担軽減の推進

 - ・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和 ・会議や多職種連携におけるICTの活用 ・特養の併設の場合の兼務等の緩和・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

3.自立支援・重度化防止の取組の推進

- ■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら 科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進
- ○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- ・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化 ・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実
- ・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
- ・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
- ○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進 ・ADL維持等加算の拡充
- ○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進
 - ・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

- ■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る
- ○評価の適正化・重点化
- ・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し 訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
- と別なれるとよれない。 長期間利用の介護予防リハの評価の見直し、日宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し ・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し、介護職員処遇改善加算(IV)(V)の廃止 ・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- ○報酬体系の簡素化
- ・月額報酬化(療養通所介護)・加算の整理統合(リハ、口腔、栄養等)

6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化 ・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額(食費) ・基準費用額(食費)の見直し

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進(その1)

感染症対策の強化 【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を 義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施
- ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

■ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。【省令改正】 (※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

☆ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それら を踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガ イドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

◆ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは(自然災害BCPとの違い)
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(入所系・通所系・訪問系)



掲載場所: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/taisakumatome 13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

■ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者(通所系、短期入所系、特定、施設系)を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

参考

2. (1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進(その2)

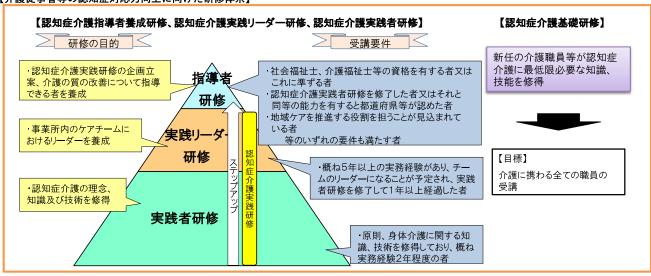
無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

■ 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を 受講するための措置を義務づける。【省令改正】 (※3年の経過措置期間を設ける)

全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)

○ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、**介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。**(※3年の経過措置期間を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける)

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】





人員配置基準における両立支援への配慮

■ 仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする愛知改正]

全サービス

- 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。
- 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、**産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める**。 この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても**常勤職員の割合に含めることを認める**。

ハラスメント対策の強化

■ ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求める。

全サービス

○ 運営基準(省令)において、事業者が必要な措置を講じなければならないことを規定。【省令改正】

【基準】※訪問介護の例

指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (新設)

(※)併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

参考

4. (3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

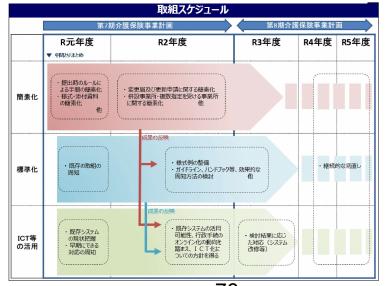
署名・押印の見直し、電磁的記録による保存等【全サービス】

- 利用者等への説明・同意について、電磁的な対応を原則認める。署名・押印を求めないことが可能であることや代替手段を明示する。【省令改正】 →養護除く
- 諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認める。 [省令改正]

運営規程の掲示の柔軟化 [全サービス]

■ 運営規程等の重要事項の掲示について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。 [省令改正] →養護除く

(参考) 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会での文書負担軽減に関する取組





介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進する観点から、 事故報告様式を作成・周知する。施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける (※)。 事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する (※)。組織的な安全対策体制の (※6月の経過措置期間を設ける) 整備を新たに評価する。

施設系サービス

【基準】【省令改正】

事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

<現行>

<改定後>

イ 事故発生防止のための指針の整備

ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を

通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の イ~ハ (変更なし)

イからハの措置を適切に実施するための担当者設置 (※6月の経過措置期間を設ける)

(追加)

定期的な実施 【報酬】【告示改正】

> 安全管理体制未実施減算 5単位/日 (新設) (※6月の経過措置期間を設ける)

〔**算定要件**〕運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。

安全対策体制加算 20単位 (新設) ※入所時に1回に限り算定可能

〔**算定要件**〕外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

(※)将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。

高齢者虐待防止の推進 【全サービス】

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を 防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。[省令改正]

(※3年の経過措置期間を設ける)